

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成26年8月19日(火)
開会 午後 4時00分
閉会 午後 5時42分
2. 会 場 みよしまちづくりセンター 2階 会議室
3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子
教 育 長 児 玉 一 基
4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 出 口 康 子
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子
学 校 教 育 課 指 導 主 事 高 野 加 奈 子
社 会 教 育 課 主 任 宮 西 美 裕
5. 参 考 人 高野 加奈子(学校教育課 指導主事)
6. 議事日程
 - (1) 議案第22号 平成27年度使用特別支援学級の教科用図書の採択について
(非公開)
 - (2) 協議1 9月補正予算要求について(非公開)
 - (3) 協議2 通学区域自由化制度の今後のあり方について

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長に進行をお願いする。

沖田委員長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第22号については個人情報のため、また協議・報告事項の協議1については議会提出前の議案であり公開になじまないものと判断する。については同会議規則第16条第1項により非公開にしたいと思うので皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし一

沖田委員長 それでは、協議・報告事項の協議2については公開とし、議案第22号および協議・報告事項の協議1については非公開とする。

議案第22号 平成27年度使用特別支援学級の教科用図書の採択について
(個人情報につき非公開)

協議1 9月補正予算要求について
(議会提出前議案のため非公開)

学校教育課長 一通学区域自由化制度の今後のあり方について—

小根森委員 配付いただいた資料2ページの変更の意味が分かりにくい。指定学校変更許可者は今でもいるということか。

学校教育課長 指定学校変更申立制度を利用する方はおられる。

小根森委員 通学区域自由化制度ではなく指定学校変更申立制度を利用される方がいるということか。

学校教育課長 そうである。通学区域自由化制度では卒業するまでの意思がある場合に利用される。指定学校変更申立制度は継続性がない事由によって利用される。

土井委員 指定学校変更申立制度を利用され、次の年に通学区域自由化制度を利用される方もおられるのか。

学校教育課長 おられる。

土井委員 通学区域自由化制度を利用されるということは卒業するまで希望の学校に行くという意思表示か。

学校教育課長 そのとおりである。

小根森委員 指定学校変更申立制度を利用している人数を教えてください。

学校教育課長 平成25年度に利用された方は小学校54人、中学校27人、合計81人である。

藤原委員 通学区域自由化制度と指定学校変更申立制度のどちらを選択するかについて、教育委員会事務局が指導するのか。

教育次長 通学区域自由化制度の届出の提出時期は、例年11月1日から11月30日までの1か月となっている。それ以外の時期については指定学校変更申立制度を利用させていただくことになる。

沖田委員長 アンケートの自由記述の内容は、本日の資料に全て記載されているのか。
学校教育課長 抜粋である。同じような内容についてはまとめている。

沖田委員長 この意見は多い、この意見は少ないなど軽重があるということが、分からない。区別がつかない。

教育次長 データにまとめているので、全ての意見をお示しすることもできる。

沖田委員長 ホームページにアンケート結果を掲載したときに、1人の意見も10人の意見も同じ捉え方になってしまうことを懸念している。自治組織連合会や小・中学校保護者会連合会からの意見聴取はいつ頃になるか。

学校教育課長 9月上旬を考えている。アンケート集約をお示しし、意見をいただくことを考えている。

土井委員 小・中学校保護者会連合会のメンバーはどのような方か。
教育次長 各学校のPTAの会長、副会長である。

土井委員 小学校長会や中学校長会からの意見聴取は何回されたのか。
学校教育課長 校長会役員会でアンケート集約をお示しし、意見を集約していただくようお願いした。

土井委員 1回ではなく何回か意見の集約をされているということか。
教育次長 過去には、校長会の中でも通学区域自由化制度がどうあるべきか等、意見をいただいたことがある。この度は各校長会の中で時間を取って議論をしていただき、意見を集約していただいた。

児玉委員(教育長) 校長面談の時に通学区域自由化制度について話をされることもある。

小根森委員 校長会からの意見の集約についてホームページに掲載するのか。
学校教育課長 アンケート集約まで、本日の資料では5ページまでを考えている。

小根森委員 ホームページの掲載を見て、市民の方が意見を述べることは可能か。
学校教育課長 パブリックコメントという形ではないが、ご意見がある場合を考えて学校教育課の連絡先等を記載する。

沖田委員長 先程も述べたが、自由記述についての記載方法は検討していただきたい。
学校教育課長 抜粋でしか掲載していないので、充分でないと感じている。

藤原委員 通学区域自由化制度の評価、検証についての評価は誰の評価か。
学校教育課長 教育委員会事務局としてまとめた評価ではない。学校教育課でこういう形の評価が可能であるということをお示したものである。

教育次長 この評価は学校教育課の担当でまとめた素案であるが、アンケート結果を基にしている。

沖田委員長 三次市内の学校全体に関わっての評価であるから、個別ではまた違った評価になると考えられる。評価が高い学校は仮に良いとして、低い学校はど

- ここに要因があるのか行政として考えていかないといけない。
- 教育次長 学校によって選択理由が特徴的に出ている事例がある。それぞれの分析が必要である。
- 土井委員 ホームページに掲載して、それを見る保護者や市民の方がどのくらいおられるのか。
- 教育次長 統計的な数字は持ち合わせていない。市民の方の話を聞く中では、若い方はホームページを見ておられるようであるが、少ない。広報紙に記載するという方法もあるが、アンケート結果や基本計画素案等はページを多く取るため広報の紙面に載せるのが難しい。
- 藤原委員 資料1は通学区域自由化制度を利用し、選択した学校の人数が掲載されているが、どの学校から何人が出たか分かる資料があるか。
- 学校教育課長 ある。後ほどお示しする。
- 小根森委員 指定学校変更申立制度は学校教育法施行令で規定されているが、申立を認めるかどうかの基準は教育委員会で変更できるのか。
- 学校教育課長 学校教育法施行令には「相当と認められるとき」と規定されており、具体的な基準は示されていない。基準の設定は各教育委員会の裁量の範囲と考えている。
- 藤原委員 通学区域自由化制度について県内各市町の状況はいかがか。
- 学校教育課長 完全自由化は少ないが、14市町が学校選択制を実施している。
- 藤原委員 今後の流れを教えてください。
- 学校教育課長 自治組織連合会や小・中学校保護者会連合会からの意見聴取をし、教育委員会に素案を上程し、議論いただく。
- 沖田委員長 これをもって本日の会議を終了する。